

平成25年6月

篠栗町議会第2回定例会

会 議 錄

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：6月6日(木)～14日(金) 9日間)

会期	月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘要
第1日	6	6	木	本会議	午前10時	開会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	6	7	金	考案日		
第3日	6	8	土	休会		閉庁
第4日	6	9	日	休会		閉庁
第5日	6	10	月	本会議	午前10時	・一般質問
第6日	6	11	火	条例委員会	午前10時	・付託案件審査
第7日	6	12	水	予算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	6	13	木	予備日		
第9日	6	14	金	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件 閉会

平成25年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成25年6月6日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 12番 , 1番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
24	専決処分の承認を求めるについて(専決第1号) 〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕	予算審査特別委員会
25	専決処分の承認を求めるについて(専決第2号) 〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設常任委員会
26	専決処分の承認を求めるについて(専決第3号) 〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕	文教厚生常任委員会
27	専決処分の承認を求めるについて(専決第4号) 〔篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設常任委員会
28	専決処分の承認を求めるについて(専決第7号) 〔平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について〕	予算審査特別委員会
29	篠栗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	文教厚生常任委員会
30	篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生常任委員会
31	糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合規約の変更について	総務建設常任委員会
32	平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算審査特別委員会
33	平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	予算審査特別委員会
34	平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	予算審査特別委員会
35	平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	予算審査特別委員会
36	平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算審査特別委員会

平成25年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成25年6月10日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	2番	飯田 浩二	議員
2.	11番	後藤 百合子	議員
3.	1番	村瀬 敬太郎	議員
4.	8番	松田 國守	議員
5.	5番	大楠 英志	議員
6.	4番	横山 久義	議員
7.	12番	荒牧 泰範	議員

平成25年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成25年6月14日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第24号 専決処分の承認を求めるについて(専決第1号)
〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕
- 第2, 議案第25号 専決処分の承認を求めるについて(専決第2号)
〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第3, 議案第26号 専決処分の承認を求めるについて(専決第3号)
〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第4, 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて(専決第4号)
〔篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第5, 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて(専決第7号)
〔平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について〕
- 第6, 議案第29号 篠栗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第7, 議案第30号 篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第31号 糜屋郡篠栗町外一市五町財産組合規約の変更について
- 第9, 議案第32号 平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について
- 第10, 議案第33号 平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第11, 議案第34号 平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第12, 議案第35号 平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第13, 議案第36号 平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第14, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成25年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月6日(開会)

平成25年 第2回 定例会 会議録

日時 平成25年6月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 真也 主事 高濱 守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で、会議は成立いたします。

ただいまから、平成 25 年第 2 回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

なお、会場が少し暑うございますので、上着はとられて結構ですので、よろしくお願いいたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において 12 番、荒牧泰範議員、1 番、村瀬敬太郎議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 14 日までの 9 日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から 6 月 14 日までの 9 日間に決定しました。

日程第 3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第 24 号から議案第 36 号までの計 13 議案でございます。

議案第 24 号から議案第 36 号までを一括議題とします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成 25 年第 2 回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜りまして、まことにありがとうございました。

昨日は二十四節気の「芒種」、暦の上では「雑穀の種まきをする時期」の始まりでございます。町内の水田でも、植えられた稻が小さいながらも力強く風にたなび

いております。こうした毎年の季節の変わり目に見ることのできる自然とともに育んできた日本らしい農村風景の秩序高さに、改めて感嘆の情を禁じ得ないのは私だけではないと思っております。

さて、議案の説明に入ります前に、3月定例会以降の諸情勢を報告いたします。

もう一度、第1回定例会の施政方針で私が申し上げました、ここ数年の私の自治への思いを繰り返します。

「自分たちの町のまちづくりは自分たちの手でという自治意識の行動とその結果の積み重ね」、それと「行動主体となる人たちがみずから汗をかくことを喜びに思う実践の積み重ね」、そして「その結果としての未来に続く持続可能なまちづくり」に取り組もうとしておることであります。

そして、町は、すなわち我々行政は、サステイナブルなまちづくりを可能にする、力強い経済力を持った強い篠栗町づくりに取り組むことこそ大変重要なことであると考えているわけでございます。こうした思いから、次期中期計画といえる総合計画「ささぐりみんなの道標」を作成し、平成25年度からの5年間で実現に向けて取り組みを始めたところでございます。

強い篠栗をつくり上げるために、平成25年度から「都市計画マスタープランの修正」、「篠栗駅東側自由通路の整備」、「観光協会の強化」、「農業の6次産業化を見据えた新施策」等々、近い将来、必ずや篠栗町経済の底上げを可能にする取り組みをスタートしたところでございます。こうした中で、例年行っておりました「行政区説明会」を今年度は趣向を変えまして、5月20日にクリエイト大ホールで「まちづくり住民説明会」として行いました。

第5次総合計画「ささぐりみんなの道標」の説明を副町長から、そのうち教育関係部門を教育長から行い、その後、私から、「町長が取り組むべき課題」、「各課のことしのテーマ」等をお話しいたしました。新しい試みでございましたが、初めて参加いただいた町民の皆様も多く、終了後に書いていただいたアンケートには、おおむねわかりやすかったとの回答をいただきました。

ただ、各区に足を運んで説明してきた従来のスタイルと変えたことで、残念ながら聞くことができなかった住民の皆さんもいらっしゃることから、今後は区長会と相談しながら、御要望があれば、区に出向いて説明する機会を持つとうと考えております。

改めて、昭和51年につくられました町民憲章の言葉の一つ一つをかみしめ、憲章にうたう「豊かな文化を創る」、「住みよい」、「楽しいまち」をつくってまい

りたいと考えております。

去る5月31日には、熊本市で、九州・沖縄地区町村長156人のうち124人が集まり、藤原長野県川上村長、全国町村会長でもあります、藤原村長にお越しいただき、「道州制研修会」を行いました。

東京大学名誉教授の大森彌先生をお迎えし、「道州制の何が問題か」をテーマに御講演をいただきました。先生は、「道州制の何が問題か、全てが問題、以上終わってもいいというぐらいだった」との強い口調で、道州制の問題点を始終指摘されました。

全国町村会では、平成24年11月21日開催の全国町村長大会で、「道州と基礎自治体という二層構造を想定し、地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いることとなれば、我が国にとって重要な役割を果たしてきた多くの農山漁村の自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながる」との立場で、道州制導入に反対していく旨の特別決議を行いました。

そうした中、現政権誕生後、国は平成24年9月に、自由民主党道州制推進本部がまとめた道州制基本案を今国会に提出しようとする動きがにわかに活発化し、我々全国町村会も再度、町村の立場を明確にするため、各地で勉強会が開催されようとしているものであります。

こうした経緯を踏まえて、九州地区町村長研修会では、「安倍政権が今国会に『道州制推進基本法案』を提出しようとしており、道州制の必要性も内容もうやむやのままその大枠を確立しようとしている」ことに危機感を持って、九州地区町村会として新たに全国町村会の決議を尊重する形で、九州地区町村長一同の名のもとに、「『道州制』に関する決議」を全員一致で採択いたしました。

「道州制」が、国のあり方を変える大きな問題であるにもかかわらず、平成の大合併の検証や国民的論議のないまま、また住民に最も身近な町村の行政を預かる者として、「道州制」の実態も見えないまま「道州制」が導入されかねないことを強く懸念する。よって、我々九州地区町村長は、「道州制」の導入に反対していくというものであります。

今国会において「道州制推進基本法」が提出されることは微妙な状況になってきたようでございますが、最短では5年後には実現に向けて動き始める可能性を残しております。市町村を20万人から30万人規模の基礎自治体に移し、自治機能を完結させることによる効率化を図る趣旨の道州制の導入に対しては、町村会としては一貫して反対の立場をとってまいろうと考えておりますが、この問題は、我が町

の将来を左右する大変重要なテーマでありますので、今後、町議会議員の皆様、町職員や町民の皆様も巻き込んで、町全体として考えてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、篠栗町土木組合から、「風水災害の際の緊急対策工事等に関する協定書」締結の申し出があつておりますことを報告いたします。

平成21年災害の際も同様でしたが、従来から篠栗町土木組合を中心とした町内土木業者各社については、緊急時にそれぞれの災害箇所の緊急対策工事について特段の配慮をいただき、優先的に工事をお願いしておるところでございます。

今般、こうした風水災害の緊急工事を迅速かつ適切に実施するとともに、篠栗町の地域防災に資する自主活動を推進すること、すなわち危険箇所の事前点検等を推進することを目的とするもので、一歩前進する取り組みであることから、町といたしましても、協定書の締結に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

道州制問題に象徴されますように、人口減少社会を前に、私たちは時代の転換点に立っております。そうした今だからこそ冷静に判断し、落ちついて行動に移すことが必要であると考えます。

以前にも御紹介をいたしましたが、神野直彦先生の、「日本では『改革』といえばスピードが必要だという意識が刷り込まれている。歴史の曲がり角で必要なのはスピードではない。冷静に判断し、落ちついてハンドルを切ることだ。スピードを上げ過ぎれば曲がり角では転倒してしまう」ということを心にとどめて、しっかりと行政運営を行ってまいりたいと考えますので、今後とも御協力をよろしくお願ひいたします。

以上で、第1回定例会以降の諸情勢報告を終わります。

それでは、提案理由の説明をいたします。

本定例会に提案しております議案は、議案第24号から議案第36号までの13議案であります。

議案第24号から議案第28号までの5議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第24号は、平成24年度一般会計補正予算（第8号）について、津波黒地区水路改修事業及び福岡地区水道企業団に対する出資事業が年度内に完了することが困難となったことに伴い、翌年度に繰り越す必要性が生じたため、専決処分を行ったものであります。

補正予算の内容は、平成24年度津波黒地区水路改修事業に係る繰越明許費を1,940万円追加し、福岡地区水道企業団に対する出資事業に係る繰越明許費を6万7,000円増額し、472万9,000円に変更したものであります。

議案第25号は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）等が平成25年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例の一部改正する必要が生じ、専決処分を行ったものであります。

改正の主な内容は、

- ふるさと寄附金に係る寄附金税額公助の見直し
- 固定資産税等の課税標準の特例措置の廃止及び拡充
- 延滞金等の利率の見直し
- 個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充
- 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例を定めたものであります。

議案第26号は、地方税法の一部を改正する法律等が平成25年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分を行ったものであります。

改正の内容は、国保から後期高齢者医療制度へ移行することにより単身世帯となる世帯について、5年間世帯平等割が2分の1軽減されている措置について、その軽減割合を4分の1に減らし、軽減期間を3年間延長するものであります。

議案第27号は、緊急の事態が生じた際の柔軟な消防団組織運営を可能にするため、篠栗町消防団条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分を行ったものであります。

改正の内容は、消防団員の定員総数260人の範囲内で、町長は、特に必要と認めるときは、副団長、分団長、班長及び団員の定員数を変更できるようにしたものであります。

この条例の一部改正の専決処分は、皆様、御承知のように、4月1日に幹部隊員が突然の病気により、長期間消防団の運営から離脱することを余儀なくされたための緊急措置であります。もとより、条例に基づいて行政運営に当たる立場でもある町といたしましては、一時的にせよ、条例違反の状況となることは本意ではなく、「特に必要と認めるとき」として条例改正の専決処分を行ったものであります。

議案第28号は、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、平成24年度の当該会計決算において、負担金や諸支出金の増加に伴う

歳出超過のため、平成25年度から繰上充用を行う必要が生じ、専決処分を行ったものであります。

補正予算の内容は、平成24年度の同会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成25年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金8,000万円を追加したものであります。

議案第29号は、「篠栗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」であります。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が本年4月13日から施行されることに伴い、新型インフルエンザ等対策に関する体制を整えるため、「篠栗町新型インフルエンザ等対策本部」の組織、会議等について必要な事項を定めるものであります。

議案第30号は、「篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、昨今の葬儀環境の変化による通夜や告別式を行わず、火葬のみを行う「直葬」の増加に対応するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、篠栗町葬祭場4階の展望場を遺体安置室として利用できるようにし、その利用料を定めるものであります。

議案第31号は、「糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合規約の変更について」であります。

本議案は、当該組合の議会の議員の定数及び経費の負担割合を変更することに伴い、同組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

引き続きまして、予算関係の説明をいたします。

議案第32号は、「平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,514万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億3,331万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、

- 普通交付税750万8,000円
 - 介護基盤緊急整備補助金163万8,000円
 - 公共施設等整備基金繰入金4,600万円
- を増額補正するものであります。

主な歳出につきましては、

○民生費

介護基盤緊急整備補助金 163万8,000円

○土木費

中町津波黒線工事費等 5,370万円及び人事異動に伴う人件費 1,133万3,000円を増額補正し、他会計繰出金 1,198万7,000円を減額補正するものであります。

議案第33号から議案第36号までの4議案は、人事異動等による人件費の補正であります。

議案第33号は、「平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。

補正総額は 665万9,000円の減額補正であります。

議案第34号は、「平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。

補正総額は、532万8,000円の減額補正であります。

議案第35号は、「平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

補正総額は、31万1,000円の減額補正であります。

議案第36号は、「平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。

補正総額は、658万1,000円の減額補正であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第24号から議案第36号までの13議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案の委員会付託については、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第25号から議案第27号までと議案第29号から議案第31号の計

6 議案につきましては、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

次に、議案第24号と議案第28号の専決予算及び議案第32号から議案第36号までの補正予算の計7議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については議長が指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、議長が指名いたします。

委員長に8番、松田國守議員、副委員長に11番、後藤百合子議員を指名いたします。

最後に、報告5件については、12日の予算審査終了後に、全員で報告を受けたいと思います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時18分